

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項（課長通知）改正案について

第6回社会福祉法人会計基準等検討会
令和8年9月30日 資料3

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別紙 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項 1～3 （略） 4 寄附金の扱い （1）金銭の寄附は、損益計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上し、併せて資金収支明細書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上するものとする。 （2）寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収益及び経常経費寄附金収入として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、損益計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支明細書には計上しないものとする。ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書（運用上の取扱い別紙2（⑤））を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。 <u>5 国庫補助金等特別積立金について</u> <u>（1） 国庫補助金等</u> <u>会計基準省令第8条第3項及び運用上の取扱い第7に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設</u>	別紙 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項 1～3 （略） 4 寄附金の扱い （1）金銭の寄附は、損益計算書の経常経費寄附金収益又は設備整備等寄附金収益として計上し、併せて資金収支明細書の経常経費寄附金収入又は設備整備等寄附金収入として計上するものとする。 （2）寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収益及び経常経費寄附金収入として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、損益計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支明細書には計上しないものとする。ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとする。 <u>（新設）</u>

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
<u>整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。</u> <u>また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。</u> <u>なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。</u> <u>また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。</u> <u>(2) 国庫補助金等特別積立金の積立て</u> <u>ア 国庫補助金等特別積立金の積立て</u> <u>設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。</u> <u>また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行うものとする。当該修正額は原則として特別増減の部に記載するものとするが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できるものとする。</u> <u>イ 国庫補助金等特別積立金の取崩し</u> <u>国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助</u>	

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
<u>金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</u> <u>なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。</u> <u>さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</u> <u>ウ 国庫補助金等特別積立金明細書の作成</u> <u>国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書（運用上の取扱い別紙2（⑦））を作成し、それらの内容を記載することとする。</u> <u>6、7</u> （略） <u>8</u> 基本財産の取扱いについて 定款において基本財産の規定を置いている場合であっても、貸借対照表及び財産目録には、基本財産としての表示区分は設ける必要はないが、当該基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高について、貸借対照表の科目別に会計基準省令第20条第1項第<u>15</u>号の事項として注記する。 <u>9</u> （略） <u>10</u> 積立金と積立資産について （1）積立資産の積立て 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い（以下「運用上の取	5、6 （略） 7 基本財産の取扱いについて 定款において基本財産の規定を置いている場合であっても、貸借対照表及び財産目録には、基本財産としての表示区分は設ける必要はないが、当該基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高について、貸借対照表の科目別に会計基準省令第20条第1項第14号の事項として注記する。 8 （略） 9 積立金と積立資産について （1）積立資産の積立て 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い（以下「運用上の取

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
扱い」という。) 第 14 において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、<u>その名称・理由を明確化した上で</u>積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする。<u>(運用上の取扱い別紙 2 (⑧)「積立金・積立資産明細書」参照)</u>。 (2) (略) <u>(3) 就労支援事業に関する積立金</u> <u>就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」としていることから、原則として剰余金は発生しないものである。</u> <u>しかしながら、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、また、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。</u> <u>また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。</u> <u>なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。</u> <u>ア 工賃変動積立金</u> <u>毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」を計上できるものとする。</u> <u>・各事業年度における積立額：過去 3 年間の平均工賃の 10%以内</u> <u>・積立額の上限額：過去 3 年間の平均工賃の 50%以内</u> <u>なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去 3 年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度につ</u>	扱い」という。) 第 12 において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする。 (2) (略) <u>(新設)</u>

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
<u>いては、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。</u> <u>イ 設備等整備積立金</u> <u>就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上できるものとする。</u> <u>・各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内</u> <u>・積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内</u> <u>なお、設備等整備積立金の積み立てに当たっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとする。</u> <u>ウ 積立金の流用及び繰替使用</u> <u>積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。</u> <u>しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2か月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとする。</u> <u>ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意すること。</u> <u>(4) 授産事業に関する積立金</u> <u>授産施設は、最低基準において「授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払</u>	<u>(新設)</u>

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
<u>わなければならない。」と規定していることから、原則として剰余金は発生しないものである。</u> <u>しかしながら、会計基準省令第8条第4項に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。</u> <u>なお、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。</u> 10 リース会計について (1) リース会計処理について 土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。 なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取扱い第5に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。 11～12 (略) 13 計算関係書類の勘定科目及び計算書類に対する注記について (1) (略)	10 リース会計について (1) リース会計処理について <u>企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉連携推進法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。</u> 土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。 なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取扱い第5に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。 11～12 (略) 13 計算関係書類の勘定科目及び計算書類に対する注記について (1) (略)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
(2) 計算書類に対する注記 計算書類に対する注記は、該当する内容がない項目についても、会計基準省令第20条第1項第1号、第3号、第6号、<u>第7号</u>を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。	(2) 計算書類に対する注記 計算書類に対する注記は、該当する内容がない項目についても、会計基準省令第20条第1項第1号、第3号、第5号、第6号を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

（令和３年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）

改正案			現行		
別添			別添		
勘定科目説明			勘定科目説明		
※貸借対照表は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとする。また、損益計算書（損益計算書内訳表除く）は、勘定科目の大区分のみを記載し、損益計算書内訳表は勘定科目の中区分までを記載する。必要のないものは省略することができるものとするが、追加・修正はできないものとする。			※貸借対照表は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとする。また、損益計算書（損益計算書内訳表除く）は、勘定科目の大区分のみを記載し、損益計算書内訳表は勘定科目の中区分までを記載する。必要のないものは省略することができるものとするが、追加・修正はできないものとする。		
1. 貸借対照表勘定科目の説明			1. 貸借対照表勘定科目の説明		
<資産の部>			<資産の部>		
科目		説明	科目		説明
大区分	中区分		大区分	中区分	
流動資産	(略)	(略)	流動資産	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	未収金	(略)		未収金	(略)
	未収補助金	施設整備、設備整備及び業務に係る補助金等の未収額をいう。		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	貯蔵品	(略)		貯蔵品	(略)
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。		(新設)	(新設)
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。		(新設)	(新設)
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。		(新設)	(新設)
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。		(新設)	(新設)
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。		(新設)	(新設)
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金	(略)		1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金	(略)
	1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		(新設)	(新設)
	社会福祉連携推進業務短期貸付金	(略)		社会福祉連携推進業務短期貸付金	(略)
	短期貸付金	生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		(新設)	(新設)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
固定資産	(略) 土地 (略) 社会福祉連携推進業 務長期貸付金 <u>長期貸付金</u> <u>退職共済事業管理資 産</u> <u>〇〇積立資産</u> (略)	(略) (略) (略) (略) <u>生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上 や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するものをいう。</u> <u>退職共済事業で、加入者から預託された資産をいう。</u> <u>将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的 を示す名称を付した科目で記載する。</u> (略)	固定資産	(略) 土地 (略) 社会福祉連携推進業 務長期貸付金 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 積立資産 (略)	(略) (略) (略) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。 (略)
<負債の部>			<負債の部>		
固定負債	(略) (略) (略) 長期預り金 <u>退職共済預り金</u> (略)	(略) (略) (略) (略) <u>退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。</u> (略)	固定負債	(略) (略) (略) 長期預り金 <u>(新設)</u> (略)	(略) (略) (略) (略) <u>(新設)</u> (略)
<純資産の部>			<純資産の部>		
代替基金 <u>国庫補助金等特別 積立金</u> <u>その他の積立金</u> (略)	(略) (略) <u>〇〇積立金</u>	(略) (略) <u>会計基準省令第8条第3項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。</u> <u>将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき積み立 てた額をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。</u> (略)	代替基金 <u>(新設)</u> 積立金 (略)	(略) (略) <u>(新設)</u>	(略) (略) <u>(新設)</u> 将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき積み立 てた額をいう。 (略)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
2. 損益計算書(内訳表含む)勘定科目の説明			2. 損益計算書(内訳表含む)勘定科目の説明		
①収益の部			①収益の部		
<サービス活動収益>			<サービス活動収益>		
科目		説明	科目		説明
大区分	中区分		大区分	中区分	
受取会費		(略)	受取会費		(略)
社会福祉連携推進業務収益	社会福祉連携推進業務収益	社会福祉連携推進業務（ <u>資金貸付業務及び資産貸付業務を除く。</u> ）に係る収益をいう。	業務収益	社会福祉連携推進業務収益	社会福祉連携推進業務（貸付業務を除く。）に係る収益をいう。
	社会福祉連携推進業務受取利息	(略)		社会福祉連携推進業務受取利息	(略)
	社会福祉連携推進業務貸付収益	社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する金銭以外の資産の貸付けに係る貸付収益をいう。		(新設)	(新設)
	補助金等収益	社会福祉連携推進業務に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金事業収益等をいう。		補助金等収益	(略)
介護保険事業収益	居宅介護料収益	介護保険の居宅介護料に係る収益をいう。	(新設)	(新設)	(新設)
	地域密着型介護料収益	介護保険の地域密着型介護料に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	居宅介護支援介護料収益	介護保険の居宅介護支援介護料に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	介護予防・日常生活支援総合事業収益	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	利用者等利用料収益	介護保険の利用者等利用料に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	補助金事業収益	介護保険に関連する事業に対して交付される補助金事業に係る収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。		(新設)	(新設)
	(保険等査定減)	社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。		(新設)	(新設)
	施設型給付費収益	施設型給付費に係る収益をいう。	(新設)	(新設)	(新設)
	特例施設型給付費収益	特例施設型給付費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
保育事業収益	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	乳児等支援給付費収益	乳児等支援給付費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	委託費収益	子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。		(新設)	(新設)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について―新旧対照表―

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
	利用者等利用料収益	保育事業の利用者等利用料に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	私的契約利用料収益	保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。		(新設)	(新設)
	補助金事業収益	保育所等に関連する事業に対して交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。		(新設)	(新設)
就労支援事業収益	〇〇事業収益	就労支援事業の内容（製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等）を示す名称を付した科目で記載する。		(新設)	(新設)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	自立支援給付費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	利用者負担金収益	利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収益をいう。		(新設)	(新設)
	補足給付費収益	補足給付費に係る収益をいう。		(新設)	(新設)
	特定費用収益	利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。		(新設)	(新設)
	補助金事業収益	障害者総合支援法に関連する事業に対して交付される補助事業に係る収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。		(新設)	(新設)
	(保険等査定減)	社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。		(新設)	(新設)
退職共済事業収益	事務費収益	退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収益をいう。		(新設)	(新設)
〇〇事業収益	〇〇事業収益	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。		(新設)	(新設)
	補助金事業収益	〇〇事業に対して交付される補助金事業収益等をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。医療法に基づく又は関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。		(新設)	(新設)
その他の業務収益		会計基準省令第11条第2項に規定されたその他の業務会計に係る収益をいう。（社会福祉事業等に係る収益を除く。）		(新設)	(新設)
(略)		(略)		(略)	(略)
<サービス活動外収益>			<サービス活動外収益>		
借入金利息補助金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。		(新設)	(新設)
(略)		(略)		(略)	(略)
積立資産評価益		(略)		積立資産評価益	(略)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

（令和３年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）

改正案			現行		
その他のサービス活動外収益	<u>受入研修費収益</u> <u>利用者等外給食収益</u> 為替差益 <u>退職共済事業管理資産評価益</u> <u>退職共済預り金戻入額</u> （略）	<u>研修の受入に対する収益をいう。</u> <u>職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいう。</u> （略） <u>退職共済事業管理資産の期末増加額をいう。</u> <u>退職共済事業管理資産評価損に合わせて、退職共済預り金を減少させた額をいう。</u> （略）	その他のサービス活動外収益	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 為替差益 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略）	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略）
< 特別収益 >			< 特別収益 >		
<u>施設整備等補助金収益</u>	<u>施設整備等補助金収益</u>	<u>施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
	<u>設備資金借入金元金償還補助金収益</u>	<u>施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>施設整備等寄附金収益</u>	<u>施設整備等寄附金収益</u>	<u>施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。</u>	設備整備等寄附金収益	<u>（新設）</u>	設備整備等固定資産取得に係る寄附金をいう。
	<u>設備資金借入金元金償還寄附金収益</u>	<u>施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（略）		（略）	（略）		（略）

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
②費用の部			②費用の部		
<サービス活動費用>			<サービス活動費用>		
科目	説明		科目	説明	
大区分	中区分		大区分	中区分	
人件費	(略)	(略)	人件費	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	法定福利費	(略)		法定福利費	(略)
事業費	給食費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。		(新設)	(新設)
	介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。		(新設)	(新設)
	医薬品費	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の費用をいう。ただし、これらを保健衛生費に含めて良いものとする。		(新設)	(新設)
	診療・療養等材料費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、又は1年以内に消費するもの。ただし、これらを保健衛生費に含めて良いものとする。		(新設)	(新設)
	保健衛生費	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。		(新設)	(新設)
	医療費	利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。		(新設)	(新設)
	被服費	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための費用をいう。		(新設)	(新設)
	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。		(新設)	(新設)
	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の費用をいう。		(新設)	(新設)
	保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。		(新設)	(新設)
	本人支給金	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。		(新設)	(新設)
	(略)	(略)	事業費	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	賃借料	(略)		賃借料	(略)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
事務費	<u>教育指導費</u>	<u>利用者に対する教育訓練に直接要する費用をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>就職支度費</u>	<u>児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する費用をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>葬祭費</u>	<u>利用者が死亡したときの葬祭に要する費用をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	社会福祉連携推進 業務支払利息	(略)		社会福祉連携推進 業務支払利息	(略)
	<u>社会福祉連携推進 業務貸借費用</u>	<u>社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの金銭以外の資産の借入れに係る貸借費用をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>〇〇費</u>	<u>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	諸会費	(略)		諸会費	(略)
	<u>〇〇費</u>	<u>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	雑費	(略)		雑費	(略)
	<u>就労支援事業販売 原価</u>	<u>就労支援事業に係る販売原価をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>就労支援事業販売 費</u>	<u>就労支援事業に係る販売費及び一般管理費をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>授産事業費用</u>	<u>〇〇事業費</u>	<u>授産事業に係る材料費、商品仕入原価、労務費、外注加工費、経費等をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>退職共済事業費用</u>	<u>事務費</u>	<u>退職共済事業に係る事務費をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>〇〇費用</u>		<u>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
<u>利用者負担軽減額</u>		<u>利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう(無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む)。</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
減価償却費		(略)	減価償却費		(略)
<u>国庫補助金等特別 積立金取崩額</u>		<u>国庫補助金等の支出対象経費(主として減価償却費)の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
(略)		(略)	(略)		(略)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
＜サービス活動外費用＞			＜サービス活動外費用＞		
(略)		(略)	(略)		(略)
積立資産評価損		(略)	積立資産評価損		(略)
その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費	職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用をいう。	その他のサービス活動外費用	(新設)	(新設)
	為替差損	(略)	為替差損		(略)
	退職共済事業管理資産評価損	退職共済事業管理資産の期末減少額をいう。		(新設)	(新設)
	退職共済預り金繰入額	退職共済事業管理資産評価益に合わせて、退職共済預り金を増加させた額をいう。		(新設)	(新設)
(略)		(略)	(略)		(略)
＜特別費用＞			＜特別費用＞		
(略)		(略)	(略)		(略)
固定資産売却損・処分損	(略)	(略)	固定資産売却損・処分損	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	その他の固定資産売却損・処分損	(略)	その他の固定資産売却損・処分損		(略)
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）		国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。	(新設)		(新設)
国庫補助金等特別積立金積立額		運用上の取扱い第7に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。	(新設)		(新設)
(略)		(略)	(略)		(略)
＜純資産増減の部＞			＜純資産増減の部＞		
(略)		(略)	(略)		(略)
その他の積立金取崩額	〇〇積立金取崩額	運用上の取扱い第12に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。	積立金取崩額	(新設)	運用上の取扱い第12に規定された積立金の取崩額をいう。
その他の積立金積立額	〇〇積立金積立額	運用上の取扱い第12に規定されたその他の積立金の積立額をいう。	積立金積立額	(新設)	運用上の取扱い第12に規定された積立金の積立額をいう。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
3. 資金収支明細書勘定科目の説明			3. 資金収支明細書勘定科目の説明		
①収入の部			①収入の部		
<事業活動による収入>			<事業活動による収入>		
科目		説明	科目		説明
大区分	中区分		大区分	中区分	
受取会費収入		(略)	受取会費収入		(略)
社会福祉連携推進業務収入	社会福祉連携推進業務収入	社会福祉連携推進業務（ <u>資金貸付業務及び資産貸付業務を除く。</u> ）に係る収入をいう。	業務収入	社会福祉連携推進業務収入	社会福祉連携推進業務（貸付業務を除く。）に係る収入をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>社会福祉連携推進業務貸貸収入</u>	<u>社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人に対する金銭以外の資産の貸付けに係る貸貸収入をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			
	補助金等収入	社会福祉連携推進業務に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の収入をいう。		その他業務収入	その他業務に係る収入をいう。
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		補助金等収入	社会福祉連携推進業務に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の収入をいう。
介護保険事業収入	居宅介護料収入	介護保険の居宅介護料に係る収入をいう。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	地域密着型介護料収入	介護保険の地域密着型介護料に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	居宅介護支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	利用者等利用料収入	介護保険の利用者等利用料に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	補助金事業収入	介護保険に関連する事業に対して交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(保険等査定減)</u>	<u>社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
保育事業収入	施設型給付費収入	施設型給付費に係る収入をいう。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	特例施設型給付費収入	特例施設型給付費に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	地域型保育給付費収入	地域型保育給付費に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	特例地域型保育給付費収入	特例地域型保育給付費に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	乳児等支援給付費収入	乳児等支援給付費に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	委託費収入	子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収入（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収入）をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	利用者等利用料収入	保育事業の利用者等利用料に係る収入をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
	私的契約利用料収入	保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。		(新設)	(新設)
	補助金事業収入	保育所等に関連する事業に対して交付される補助事業に係る収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。		(新設)	(新設)
就労支援事業収入	〇〇事業収入	就労支援事業の内容(製造製品の売上、仕入れ商品の売上、受託加工の別等)を示す名称を付した科目で記載する。	(新設)	(新設)	(新設)
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	自立支援給付費に係る収入をいう。	(新設)	(新設)	(新設)
	利用者負担金収入	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。		(新設)	(新設)
	補足給付費収入	補足給付費に係る収入をいう。		(新設)	(新設)
	特定費用収入	利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。		(新設)	(新設)
	補助金事業収入	障害者総合支援法に関連する事業に対して交付される補助金等の事業収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。		(新設)	(新設)
	(保険等査定減)	社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。		(新設)	(新設)
退職共済事業収入	事務費収入	退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収入をいう。	(新設)	(新設)	(新設)
〇〇事業収入	〇〇事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。	(新設)	(新設)	(新設)
	補助金事業収入	〇〇事業に対して交付される補助金等の事業収入をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。医療法に基づく又は関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。		(新設)	(新設)
	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。		(新設)	(新設)
その他の業務収入		会計基準省令第11条第2項に規定されたその他の業務会計に係る収入をいう。(社会福祉事業等に係る収入を除く。)	(新設)		(新設)
借入金利息補助金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。	(新設)		(新設)
(略)		(略)	(略)		(略)
受取利息配当金収入		(略)	受取利息配当金収入		(略)
その他の収入	受入研修費収入	研修の受入に対する収入をいう。	その他の収入	(新設)	(新設)
	利用者等外給食収入	職員等典者・利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。		(新設)	(新設)
	雑収入	上記に属さない業務活動による収入をいう。		(新設)	(新設)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和３年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<設備整備等による収入>			<設備整備等による収入>		
<u>施設整備等補助金収入</u>	<u>施設整備等補助金収入</u>	<u>施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>設備資金借入金元金償還補助金収入</u>	<u>施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>施設整備等寄附金収入</u>	<u>施設整備等寄附金収入</u>	施設整備及び設備整備等固定資産取得に係る寄附金収入をいう。	設備整備等寄附金収入	<u>(新設)</u>	設備整備等固定資産取得に係る寄附金収入をいう。
	<u>設備資金借入金元金償還寄附金収入</u>	<u>施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<その他の活動による収入>			<その他の活動による収入>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基金受入収入		(略)	基金受入収入		(略)
積立資産取崩収入	<u>〇〇積立資産取崩収入</u>	積立資産の取崩しによる収入をいう。 <u>積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。</u>	積立資産取崩収入	<u>(新設)</u>	積立資産の取崩しによる収入をいう。
その他の活動による収入	<u>退職共済預り金収入</u>	<u>退職共済事業の共済契約者からの掛金受け入れによる収入をいう。</u>	その他の活動による収入	<u>(新設)</u>	上記に属さないその他の活動による収入をいう。
	<u>退職共済事業管理資産取崩収入</u>	<u>退職共済事業管理資産の取崩しによる収入をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>〇〇収入</u>	<u>その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
②支出の部			②支出の部		
<事業活動による支出>			<事業活動による支出>		
科目		説明	科目		説明
大区分	中区分		大区分	中区分	
人件費支出	(略)	(略)	人件費支出	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	法定福利費支出	(略)		法定福利費支出	(略)
事業費支出	給食費支出	食材及び食品の支出をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあっては、材料費を計上すること。		(新設)	(新設)
	介護用品費支出	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。		(新設)	(新設)
	医薬品費支出	利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。ただし、これらを保健衛生費に含めて良いものとする。		(新設)	(新設)
	診療・療養等材料費支出	カテーテル、縫合糸、酸素、ギプス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、米など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの。ただし、これらを保健衛生費に含めて良いものとする。		(新設)	(新設)
	保健衛生費支出	利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。		(新設)	(新設)
	医療費支出	利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。		(新設)	(新設)
	被服費支出	利用者の衣類、寝具等（介護用品及び日用品を除く）の購入のための支出をいう。		(新設)	(新設)
	教養娯楽費支出	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。		(新設)	(新設)
	日用品費支出	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品（介護用品を除く）の支出をいう。		(新設)	(新設)
	保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。		(新設)	(新設)
	本人支給金支出	利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。		(新設)	(新設)
	(略)	(略)	事業費支出	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	賃借料支出	(略)		賃借料支出	(略)
	教育指導費支出	利用者に対する教育訓練に直接要する支出をいう。		(新設)	(新設)
	就職支度費支出	児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する支出をいう。		(新設)	(新設)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和３年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
	<u>葬祭費支出</u>	<u>利用者が死亡したときの葬祭に要する支出をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	社会福祉連携推進業務長期借入金元金償還支出	(略)		社会福祉連携推進業務長期借入金元金償還支出	(略)
	<u>社会福祉連携推進業務貸借支出</u>	<u>社会福祉連携推進業務として行う社会福祉法人からの金銭以外の資産の借入れに係る貸借支出をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>〇〇費支出</u>	<u>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	福利厚生費支出	(略)	事務費支出	福利厚生費支出	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	諸会費支出	(略)		諸会費支出	(略)
	<u>〇〇費支出</u>	<u>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	雑支出	(略)		雑支出	(略)
<u>就労支援事業支出</u>	<u>就労支援事業販売原価支出</u>	<u>就労支援事業に係る販売原価支出をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>就労支援事業販管費支出</u>	<u>就労支援事業に係る販売費及び一般管理費支出をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>授産事業支出</u>	<u>〇〇事業支出</u>	<u>授産事業に係る材料費、商品仕入れ、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>退職共済事業支出</u>	<u>事務費支出</u>	<u>退職共済事業に係る事務費の支出をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>〇〇支出</u>		<u>支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
<u>利用者負担軽減額</u>		<u>利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう（無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む。）。</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の支出	(略)	(略)	その他の支出	(略)	(略)

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案			現行		
(略)	<u>利用者等外給食費支出</u>	<u>職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。</u>	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<設備整備等による支出>			<設備整備等による支出>		
(略)		(略)	(略)		(略)
<その他の活動による支出>			<その他の活動による支出>		
(略)		(略)	(略)		(略)
基金返還支出		(略)	基金返還支出		(略)
積立資産支出	<u>〇〇積立資産支出</u>	積立資産への積立による支出をいう。 <u>なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。</u>	積立資産支出	<u>(新設)</u>	積立資産への積立による支出をいう。
その他の活動による支出	<u>退職共済預り金返還支出</u>	<u>退職共済事業の掛金の返還による支出をいう。(預託先から直接返還する場合も含む)</u>	その他の活動による支出	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>退職共済事業管理資産支出</u>	<u>退職共済事業管理資産として法人外部へ預託した場合の支出をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>〇〇支出</u>	<u>その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>	雑支出		その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明	
製造原価	(新設)
材料費	製造・作業に関する当該会計年度の材料の受入品をいう。
期首材料棚卸高	期首における主要材料及び補助材料の棚卸高をいう。
当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料の仕入高をいう。
期末材料棚卸高	期末における主要材料及び補助材料の棚卸高をいう。
労務費	製造・作業に関する当該会計年度の労務費をいう。
利用者賃金	製造・作業に係る利用者に支払う作業賃金をいう。
利用者工賃	製造・作業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。
就労支援事業指導員等給与	製造・作業に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	製造・作業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。
就労支援事業指導員等退職給付費用	製造・作業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。
法定福利費	製造・作業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
外注加工費	外部に依頼した加工費の支払額をいう。
経費	製造・作業に関する当該会計年度の作業経費をいう。
福利厚生費	製造・作業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
旅費交通費	製造・作業に係る出張旅費及び交通費をいう。
器具什器費	製造・作業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
消耗品費	製造・作業に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。
印刷製本費	製造・作業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。
水道光熱費	製造・作業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
燃料費	製造・作業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
修繕費	製造・作業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
通信運搬費	製造・作業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。
会議費	製造・作業に係る会議時の茶菓子代、食事代等をいう。
損害保険料	製造・作業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。
賃借料	製造・作業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。
図書・教育費	製造・作業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。
租税公課	製造・作業に係る租税公課をいう。
減価償却費	製造・作業に係る固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	製造・作業に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
雑費	製造・作業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。
期首什掛品棚卸高	期首における什掛品の棚卸高をいう。
期末什掛品棚卸高	期末における什掛品の棚卸高をいう。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
就労支援事業販管費明細書勘定科目説明	
勘定科目	(新設)
利用者賃金	販売及び一般管理に係る利用者に支払う作業賃金をいう。
利用者工賃	販売及び一般管理に係る利用者に支払う作業工賃をいう。
就労支援事業指導員等給与	販売及び一般管理に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	販売及び一般管理に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。
就労支援事業指導員等退職給付費用	販売及び一般管理に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。
法定福利費	販売及び一般管理に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
福利厚生費	販売及び一般管理に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
旅費交通費	販売及び一般管理に係る出張旅費及び交通費をいう。
器具什器費	販売及び一般管理に直接必要な器具、什器等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
消耗品費	販売及び一般管理に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。
印刷製本費	販売及び一般管理に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。
水道光熱費	販売及び一般管理に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
燃料費	販売及び一般管理に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
修繕費	販売及び一般管理に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
通信運搬費	販売及び一般管理に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用をいう。
受注活動費	販売及び一般管理における受注活動に係る経費をいう。
会議費	販売及び一般管理に係る会議時の茶菓子代、食事代等をいう。
損害保険料	販売及び一般管理に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。
賃借料	販売及び一般管理に直接必要な機械器具等の賃料をいう。
図書・教育費	販売及び一般管理に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。
租税公課	販売及び一般管理に係る租税公課をいう。
減価償却費	販売及び一般管理に係る固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	販売及び一般管理に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金に繰入れる額をいう。
貸倒損失額	債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。
雑費	販売及び一般管理に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行
就労支援事業明細費勘定科目説明	
勘定科目、材料費	(新設)
期首材料棚卸高	就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。
当期材料仕入高	期首における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。
期末材料棚卸高	当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。
労務費	期末における主要材料及び補助材料（商品を含む）の棚卸高をいう。
利用者賃金	就労支援事業に関する当該会計年度の労務費をいう。
利用者工賃	就労支援事業に係る利用者に支払う作業賃金をいう。
就労支援事業指導員等給与	就労支援事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う給料、賞与等をいう。
就労支援事業指導員等退職給付費用	就労支援事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。
法定福利費	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。
外注加工費	就労支援事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。
経費	就労支援事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
福利厚生費	就労支援事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。
旅費交通費	就労支援事業に係る職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
器具什器費	就労支援事業に係る出張旅費及び交通費をいう。
消耗品費	就労支援事業に直接必要な器具、什器等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
印刷製本費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産に該当しないものの消費額をいう。
水道光熱費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代をいう。
燃料費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
修繕費	就労支援事業に直接必要な燃油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
通信運搬費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品の修繕費又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
受注活動費	就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、郵便代その他通信運搬に要する費用をいう。
会議費	就労支援事業における受注活動に係る経費をいう。
損害保険料	就労支援事業に係る会議時の茶菓子代、食事代等をいう。
賃借料	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。
図書・教育費	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。
租税公課	就労支援事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。
減価償却費	就労支援事業に係る租税公課をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。
貸倒引当金繰入額	就労支援事業に係る国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
貸倒損失額	貸倒引当金に繰入れる額をいう。
雑費	債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。
	就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について－新旧対照表－

(令和3年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)

改正案	現行																																																																		
<table><tr><th colspan="2">授産事業費用明細書勘定科目説明</th></tr><tr><td>材料費</td><td>授産事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。</td></tr><tr><td>当期材料仕入高</td><td>当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。</td></tr><tr><td>労務費</td><td>授産事業に関する当該会計年度の労務費をいう。</td></tr><tr><td>利用者工賃</td><td>授産事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。</td></tr><tr><td>授産事業指導員等給与</td><td>授産事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。</td></tr><tr><td>授産事業指導員等賞与引当金繰入</td><td>授産事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。</td></tr><tr><td>授産事業指導員等退職給付費用</td><td>授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。</td></tr><tr><td>法定福利費</td><td>授産事業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。</td></tr><tr><td>外注加工費</td><td>外部に依頼した加工費の支払額をいう。</td></tr><tr><td>経費</td><td>授産事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。</td></tr><tr><td>福利厚生費</td><td>授産事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。</td></tr><tr><td>旅費交通費</td><td>授産事業に係る出張旅費及び交通費をいう。</td></tr><tr><td>器具什器費</td><td>授産事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。</td></tr><tr><td>消耗品費</td><td>授産事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。</td></tr><tr><td>印刷製本費</td><td>授産事業に直接必要な書類、請用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。</td></tr><tr><td>水道光熱費</td><td>授産事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。</td></tr><tr><td>燃料費</td><td>授産事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。</td></tr><tr><td>修繕費</td><td>授産事業に係る建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。</td></tr><tr><td>通信運搬費</td><td>授産事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、郵便代その他通信運搬に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>受注活動費</td><td>授産事業における受注活動に係る経費をいう。</td></tr><tr><td>会議費</td><td>授産事業に係る会議時における茶菓子代、食事代等をいう。</td></tr><tr><td>損害保険料</td><td>授産事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。</td></tr><tr><td>賃借料</td><td>授産事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。</td></tr><tr><td>図書・教育費</td><td>授産事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。</td></tr><tr><td>租税公課</td><td>授産事業に係る租税公課をいう。</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>授産事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。</td></tr><tr><td>国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）</td><td>国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。</td></tr><tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>貸倒引当金に繰入れる額をいう。</td></tr><tr><td>貸倒損失額</td><td>債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。</td></tr><tr><td>〇〇費</td><td>費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。</td></tr><tr><td>雑費</td><td>授産事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。</td></tr><tr><td>棚卸資産増減額</td><td>授産事業に要する原材料、商品、製品、仕掛品の棚卸資産の増減額をいう。期首棚卸高から期末棚卸高を減じた額を記載する。</td></tr></table>	授産事業費用明細書勘定科目説明		材料費	授産事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。	当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。	労務費	授産事業に関する当該会計年度の労務費をいう。	利用者工賃	授産事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。	授産事業指導員等給与	授産事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。	授産事業指導員等賞与引当金繰入	授産事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。	授産事業指導員等退職給付費用	授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。	法定福利費	授産事業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。	外注加工費	外部に依頼した加工費の支払額をいう。	経費	授産事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。	福利厚生費	授産事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。	旅費交通費	授産事業に係る出張旅費及び交通費をいう。	器具什器費	授産事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。	消耗品費	授産事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。	印刷製本費	授産事業に直接必要な書類、請用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。	水道光熱費	授産事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。	燃料費	授産事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。	修繕費	授産事業に係る建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。	通信運搬費	授産事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、郵便代その他通信運搬に要する費用をいう。	受注活動費	授産事業における受注活動に係る経費をいう。	会議費	授産事業に係る会議時における茶菓子代、食事代等をいう。	損害保険料	授産事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。	賃借料	授産事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。	図書・教育費	授産事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。	租税公課	授産事業に係る租税公課をいう。	減価償却費	授産事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。	国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金に繰入れる額をいう。	貸倒損失額	債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。	〇〇費	費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。	雑費	授産事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。	棚卸資産増減額	授産事業に要する原材料、商品、製品、仕掛品の棚卸資産の増減額をいう。期首棚卸高から期末棚卸高を減じた額を記載する。	<u>(新設)</u>
授産事業費用明細書勘定科目説明																																																																			
材料費	授産事業に関する当該会計年度の材料の受入高をいう。																																																																		
当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料（商品を含む）の仕入高をいう。																																																																		
労務費	授産事業に関する当該会計年度の労務費をいう。																																																																		
利用者工賃	授産事業に係る利用者に支払う作業工賃をいう。																																																																		
授産事業指導員等給与	授産事業に従事する職業指導員等に支払う給料、法定福利費、賞与等をいう。																																																																		
授産事業指導員等賞与引当金繰入	授産事業に従事する職業指導員等に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積もり額をいう。																																																																		
授産事業指導員等退職給付費用	授産事業に従事する職業指導員等に支払う退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額をいう。																																																																		
法定福利費	授産事業に従事する職業指導員等に関し、法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。																																																																		
外注加工費	外部に依頼した加工費の支払額をいう。																																																																		
経費	授産事業に関する当該会計年度の作業経費をいう。																																																																		
福利厚生費	授産事業に従事する職業指導員等の者の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。																																																																		
旅費交通費	授産事業に係る出張旅費及び交通費をいう。																																																																		
器具什器費	授産事業に直接必要な工具、金型等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。																																																																		
消耗品費	授産事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。																																																																		
印刷製本費	授産事業に直接必要な書類、請用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。																																																																		
水道光熱費	授産事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。																																																																		
燃料費	授産事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。																																																																		
修繕費	授産事業に係る建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。																																																																		
通信運搬費	授産事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、郵便代その他通信運搬に要する費用をいう。																																																																		
受注活動費	授産事業における受注活動に係る経費をいう。																																																																		
会議費	授産事業に係る会議時における茶菓子代、食事代等をいう。																																																																		
損害保険料	授産事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料をいう。																																																																		
賃借料	授産事業に直接必要な機械器具等の賃料をいう。																																																																		
図書・教育費	授産事業に係る新聞、図書、印刷物等の経費をいう。																																																																		
租税公課	授産事業に係る租税公課をいう。																																																																		
減価償却費	授産事業に係る固定資産の減価償却の額をいう。																																																																		
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。																																																																		
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金に繰入れる額をいう。																																																																		
貸倒損失額	債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。																																																																		
〇〇費	費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。																																																																		
雑費	授産事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないものをいう。																																																																		
棚卸資産増減額	授産事業に要する原材料、商品、製品、仕掛品の棚卸資産の増減額をいう。期首棚卸高から期末棚卸高を減じた額を記載する。																																																																		